

アニマルウェルフェアの考え方に対応した 家畜の農場内における殺処分に関する指針

令和元年6月

目 次

第1	一般原則	1
第2	農場内における家畜の殺処分に携わる者の責務	2
第3	家畜の取り扱い	3
第4	防疫管理等への配慮	3
第5	殺処分の手順	3

第1 一般原則

1 本指針での「アニマルウェルフェア」の定義

“Animal Welfare”（アニマルウェルフェア）は、日本語では、「動物福祉」や「家畜福祉」として訳されている場合がある。しかし、「福祉」という言葉が社会保障を指す言葉としても使用されていることから、本来のウェルフェアの意味合いである「幸福」や「良く生きること」という考え方が十分に反映されておらず、誤解を招くおそれがある。

また、アニマルウェルフェアの国際的なガイドラインを策定・勧告している OIE（国際獣疫事務局）においては、「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态をいう。」と定義している。

これらを踏まえつつ、本指針では、家畜にとってより良いアニマルウェルフェアを普及啓発するという観点から、その意味合いが反映されるようにアニマルウェルフェアを「快適性に配慮した家畜の飼養管理」とする。

2 本指針の範囲

けがや病気については、日常の飼養管理により未然に発生を予防することが最も重要であるが、治療を行っても回復の見込みがない場合や、著しい生育不良や虚弱で正常発育に回復する見込みのない場合等には、農場内において適切な方法で安楽死の処置をとることを検討する必要がある。

本指針では、農場内において家畜を殺処分することが決定したという前提で、その家畜が死に至るまでのウェルフェアに配慮するための方法等について記載しており、「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号 最終改正：平成19年環境省告示第105号）」（付録I参照）に準じて行うものとする。

なお、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するために実施しなければならない殺処分（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜・疑似患畜の殺処分等）については、「特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき行われるものとする。

3 国際的な動向

OIEにおいては、アニマルウェルフェアに関するガイドラインの検討が2002年に始まり、2005年には輸送やと畜に関するガイドラインとともに「疾病管理等を目的とした家畜の殺処分に関する指針」が採択されている。当該指針は、疾病のまん延防止を目的とした殺処分のために策定されたものであるが、農場内の通常の殺処分の際にも参照することが推奨されている。

4 本指針の活用

本指針は、公益社団法人畜産技術協会が検討委員会を設置し、家畜の農場内における殺処分に携わる者を対象に、適切な方法で家畜の殺処分が実施されるよう、指針としてとりまとめ、公表するものである。

今後、本指針を基に、生産者団体等が自主的なガイドラインを作成すること等により、適切な家畜の殺処分が実施され、さらには、行政機関においても、本指針を活用して、殺処分に携わる者等に積極的に普及啓発することを期待するものである。

5 関係法令の遵守

家畜の取扱いや殺処分等に関する法令上の基準等については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）やそれに基づく「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和 62 年総理府告示第 22 号 最終改正：平成 25 年環境省告示第 85 号）、「動物の殺処分方法に関する指針」や家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）（平成 15 年法律第 72 号）等が定められている。

また、死体の処理については、化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に定められている。

殺処分の実施に当たっては、関係する法令等を遵守することが必要である。

6 本指針の見直し

本指針は、将来新たな科学的知見が得られた場合や国際的な動向の変化等に対応し、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2 農場内における家畜の殺処分に携わる者の責務

農場内において家畜を殺処分しなければならない場合には、管理者（経営者等）は、実施者（殺処分の作業に携わる者）や飼養者（実際に家畜の管理に携わる者）に、獣医師等の指導を受ける機会を設け、その目的や必要性を十分理解させるとともに、家畜に対してできる限り苦痛を与えないよう努めさせる必要がある。なお、実施者等の安全にも配慮して家畜の保定や殺処分等の作業を実施させることが重要である。

管理者及び実施者は、飼養する家畜の不安や苦悩等を軽減し、殺処分を実施する際に家畜に不要なストレスを与えないため、殺処分に必要な家畜の基本的な身体的構造や行動様式、移動する際の家畜の習性、家畜にとっての適切な環境等に関する

知識の習得に努めることも重要である。

また、実施者は、日頃から必要に応じて獣医師等のアドバイスも受けながら、殺処分の方法や手順、使用する道具等の扱い方、家畜の保定方法等に関する知識や技術の習得に努め、殺処分を適切に実施できる能力を持つとともに、殺処分を適切に実施できるよう、日頃から使用する道具等を整備・点検しておく必要がある。

殺処分を行った場合は記録を残し、実施頭羽数が多い場合には、必要に応じ獣医師等の指導を求め、その原因を把握し、対策を講ずるよう努めることとする。

第3 家畜の取り扱い

家畜の殺処分を実施しなければならないと判断した場合には、家畜の苦痛や不安等を長引かせないため、可能な限り早期に殺処分を実施することが望ましい。

殺処分を実施するまでは、家畜に不要なストレスを与えないよう、家畜の基本的な行動や習性に配慮した上で、アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理を行うこととする。

また、対象となる家畜を不必要に移動させることは避け、移動が必要な場合は丁寧に扱うとともに、最低限の移動となるように配慮する。保定は、迅速で的確な殺処分を行うためにも必要であるが、保定後は直ちに殺処分を行うものとする。

第4 防疫管理等への配慮

殺処分は、疾病等のまん延防止のため、防疫管理（衛生管理）に配慮した方法で実施する必要がある。防疫管理の観点からも疾病に罹患している家畜を不必要に移動させないようにする。家畜の体液の流出等があった場合は、殺処分を実施した場所や使用した道具等は、洗浄や消毒等を行うこととする。

特に、伝染性疾病の発生が疑われる場合には、速やかに関係機関等に連絡する等、家畜伝染病予防法に基づき、適切な措置をとらなければならない。

また、殺処分の実施場所や方法については、周辺地域の環境や近隣の農場に影響を及ぼさないように配慮するとともに、殺処分後の家畜の保管や処理等の方法については、あらかじめ決めておく必要がある。

第5 殺処分の手順

「動物の殺処分方法に関する指針」には、殺処分動物の殺処分方法として「化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて該当動物を意識喪失の状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によ

るほか、社会的に容認されている通常の方法によること」とされており、アニマルウェルフェアの観点からも遵守する必要がある。

家畜の農場内における殺処分の方法は、頭部への物理的な打撃や電気、ガス等を用いた方法で家畜を即座に意識喪失の状態にした後、頸椎脱臼や頭部切断、中枢神経の破壊、放血を行い死に至らしめる方法と、致死薬物の注入等によって意識喪失と同時に家畜を死に至らしめる方法があり、畜種や家畜の状況、農場の設備や施設等によって適切な方法が異なることから、必要に応じて獣医師に相談し、それぞれの農場に適した方法を検討するよう努めなければならない。

殺処分を実施する場合、意識がなくなってから、脳幹反射のない（瞳孔の拡大や呼吸の欠如等）確実な死に至るまで、動物を常に観察することとする。

また、殺処分の方法にはそれぞれ特徴があり、適切な殺処分を実施するためには、それぞれの方法について十分な知識の習得や技術のトレーニングが必要となる。使用する道具等の整備や実施者等の知識や技術の習得等が不十分な場合や畜種に合わない不適切な方法で殺処分が実施される場合は、家畜に不要なストレスを与えることになるため、十分な検討と事前の準備が必要となる。

1 家畜の意識を喪失させる方法

家畜の意識を喪失させる方法としては、頭部への物理的な打撃、電気、ガス等を用いた方法が挙げられる。

物理的な打撃によって家畜の意識を喪失させるためには、家畜の保定や取扱い等を適切に行い、家畜の頭部の正しい位置に確実な打撃を与える必要がある。使用する道具等は、使用前に点検して異常がないかを確認することが重要である。なお、新生家畜や鶏の場合、正しい位置に確実な打撃を与えることで、直接、死に至らしめることが可能である。

電気で家畜の意識を喪失させるためには、畜種に応じた適切な電圧・電流を発生させることができる装置を用い、家畜を保定して電極を装着した状態で正しい部位に電気を流す必要がある。装置が正常に作動しているかを確認するとともに、電極の汚れ等にも注意し、適切な電圧・電流であるか等を確認することが重要である。また、実施者は、作業中に電気の影響を受けないよう注意しなければならない。なお、豚、鶏等の場合、十分な電圧・電流によって、直接、死に至らしめることが可能である。

ガスで家畜の意識を喪失させるためには、気密性のあるコンテナや容器等にガス（二酸化炭素、窒素、不活化ガスやその混合気体等）を充填させ、そこに家畜を入れる必要がある。ガスの種類や濃度によって、意識喪失までにかかる時間や家畜に与える苦痛が異なることから、使用するガスの特徴を把握しておく必要がある。なお、新生家畜や鶏の場合は、ガスを充填させたコンテナや容器等に留めおくことで、

直接、死に至らしめることが可能である。

2 家畜の殺処分方法

家畜の殺処分方法としては、頸椎脱臼、頭部切断、中枢神経の破壊、放血、致死薬物の注入等の方法が挙げられる。

頸椎脱臼及び頭部切断は、主に鶏で実施されている方法で、呼吸の停止や脳への血液供給を中断させることにより、脳を無酸素状態にして、家畜を死に至らしめる。大きな鶏の頸椎脱臼では、道具等を用いて作業を実施する場合もある。

中枢神経の破壊は、家畜の意識を喪失させた後、家畜の脳や脊髄を物理的に破壊して、家畜を死に至らしめる。瞬間的な死をもたらすことができるが、的確に中枢神経を破壊するため、実施者の技術習得が重要となる。

放血は、家畜の意識を喪失させた後、家畜の頸や胸の主要な血管を切断し、急激な血圧低下や脳への血液供給を中断させることにより、家畜を死に至らしめる。ナイフ等を用いて作業を実施するため、日頃から道具の手入が重要となる。

致死薬物の注入は、全ての家畜で実施可能な方法で、速やかに意識を喪失させて、家畜を死に至らしめる。畜種、家畜の大きさ等によって、使用する薬物の量や注入箇所等の具体的な手法や、事前の鎮静剤投与の必要性等が異なることから、獣医師に相談し、それぞれの家畜に適した方法を検討する。

付録 I

「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年7月4日総理府告示第40号）」

（改正 平成19年11月12日環境省告示第105号）

〔抜粋〕

第1 一般原則

管理者及び殺処分実施者は、動物を殺処分しなければならない場合にあつては、殺処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めるとともに、殺処分動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するよう努めること。

第2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象動物 この指針の対象となる動物で、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第27条第2項第4項各号に掲げる動物
- (2) 殺処分動物 対象動物で殺処分されるものをいう。
- (3) 殺処分 殺処分動物を致死させることをいう。
- (4) 苦痛 痛覚刺激による痛み並びに中枢の興奮等による苦悩、恐怖、不安及びうつ状態等の態様をいう。
- (5) 管理者 殺処分動物の保管及び殺処分を行う施設並びに殺処分動物を管理する者をいう。
- (6) 殺処分実施者 殺処分動物の殺処分に係る者をいう。

第3 殺処分動物の殺処分方法

殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて該当動物を意識喪失の状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。

第4 補則

- 1 殺処分動物の保管に当たっては、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成14年環境省告示第37号）、「展示動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成16年環境省告示第33号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号）及び「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和62年総理府告示第22号）の趣旨に沿って適切に措置するよう努めること。
- 2 対象動物以外の動物を殺処分する場合においても、殺処分に当たる者は、この指針の趣旨に沿って配慮するよう努めること。

(参考)

「動物の処分方法に関する解説」 (平成8年2月)

内閣総理大臣官房管理室監修
動物処分方法関係専門委員会編
社団法人日本獣医師会発行

[抜粋]

第3 処分動物の処分方法

6. 産業動物

(3) 食肉生産以外の処分動物の処分方法

病気等により治療、回復の見込みがないと獣医学的に判断された動物、何らかの理由で飼養続行ができなくなった動物などの処分方法は、その状況によって異なることはもちろんであるが、できる限り処分動物に苦痛を与えないという観点から、安楽死用薬剤の投与、頸椎脱臼、断首等の処分方法を用いる。

